令和4年の児童生徒の自殺者数が過去最多となり、大変憂慮すべき状況にあります。 特に、長期休業明けの時期には自殺者数が増加する傾向があるため、学校において は、ICT ツールの活用や児童生徒一人一人に対する面談の実施等を通じて、児童生徒 の悩みや不安の早期把握・早期支援に努めるとともに、保護者、地域住民、関係機関 等と連携の上、児童生徒の自殺予防に係る取組を徹底していただくようお願いいたし ます。

> 5 初児生第 23 号 令和5年12月12日

各都道府県教育委員会指導事務主管課長 各指定都市教育委員会指導事務主管課長 各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課 長 附属学校を置く各国立大学法人担当課長 附属学校を置く各公立大学法人担当課長 小中高等学校を設置する学校設置会社を 所轄する構造改革特別区域法第 12 条 第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課長

殿

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長 伊藤史恵 (公印省略)

児童生徒の自殺予防に係る取組について(通知)

平素より、文部科学行政に対する御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。標記については、これまでも自殺対策基本法(平成 18 年法律第 85 号)等に基づき、学校において、児童生徒の自殺予防の取組の充実に積極的に取り組んでいただいているところです。また、政府においては、令和 4 年 10 月 14 日に、自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として、新たな「自殺総合対策大綱」が閣議決定されたところです。

しかしながら、警察庁・厚生労働省の自殺統計によると、令和4年の児童生徒の自殺者数は514人と過去最多となり、大変憂慮すべき状況にあります。また、令和5年の児童生徒の自殺者数(暫定値)は、1月から10月までで計401人(令和4年同期間:429人)という状況にあります。

18 歳以下の自殺は、学校の長期休業明けにかけて増加する傾向があります。そのため、これらの時期にかけて、学校として、保護者、地域住民、関係機関等と連携しつつ、児童生徒の尊い命を救うため、自殺予防の取組に全力で取り組んでいただくよう何卒よろしく

お願いいたします。

国では、こどもの自殺者数が増加していることを踏まえ、「こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議」を設置し、令和5年6月2日に「こどもの自殺対策緊急強化プラン」を取りまとめるとともに、同年6月16日に新たに閣議決定した「教育振興基本計画」においても児童生徒の自殺対策の推進を盛り込んだところです。

また、別添2のとおり、令和5年度補正予算において、「不登校児童生徒等の学び継続 事業」、「不登校児童生徒等の早期発見・早期支援事業」を立ち上げており、

- ○児童生徒のメンタルヘルスの悪化や小さな SOS、学級変容などを教職員が察知し、問題が表面化する前から積極的に支援につなげ、未然防止を図るため、1人1台端末等を活用して、児童生徒の心や体調の変化を把握し、早期発見、早期支援につなげる「心の健康観察」導入推進事業(10億円)
- ○心理的ケアや福祉的支援等、学校におけるチームでの支援体制をより一層強化するため、 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実 (7億円) を計上しております。

貴職におかれては、上記国の予算事業の活用も検討いただき、児童生徒の自殺対策を一層取り組んでいただくようよろしくお願いいたします。

<u>また、地域全体で「こども・若者が自殺に追い込まれることのない地域づくり」を進めていくため、政府では、多職種の専門家で構成される「こども・若者の自殺危機対応チーム」の全国への設置を推進しているところです。(別添3)</u>

本チーム設置を通じて、こどもの自殺危機への迅速な対応や、学校現場の負担軽減等が期待されることから、貴職におかれては、本チーム設置への積極的な御協力をお願いするとともに、既に設置済みの自治体におかれましては、児童生徒の自殺危機への対応の判断に迷う場合がございましたら、適切に御相談していただきますようよろしくお願いいたします。

これらのことについて、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国立大学法人及び附属学校を置く公立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体にあっては認可した学校に対して、周知を図るよう、特段の御配慮をお願いします。

記

(1) 学校における早期発見に向けた取組

各学校において、長期休業の開始前から ICT ツールも活用しつつ、アンケート調査、教育相談等を実施するとともに、一人一人に対して面談を行うなど、悩みや困難を抱える児童生徒の早期発見に努めること。また、児童生徒の自殺の背景の一つとして精神疾患が挙げられていることを踏まえ、学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細やかな健康観察や健康相談の実施等により、児童生徒の状況を的確に把握し、スクールカウンセラー等による支援を行ったり、スクールソーシャルワーカー等を活用して医療等の関係機関に繋ぐなど、心の健康問題への対応を徹底すること。その際、スクー

ルカウンセラーによる児童生徒へのカウンセリングやスクールソーシャルワーカーによる支援など緊急的な対応を実施する場合は、別途お知らせしている事業計画書にて申請いただきたいこと。

学校が把握した悩みや困難を抱える児童生徒や、いじめを受けた又は不登校となっている児童生徒等については、長期休業期間中においても、全校(学年)登校日、部活動等の機会を捉えて児童生徒との面談の実施や、保護者への連絡、家庭訪問等により継続的に児童生徒の様子を確認し、児童生徒に自殺を企図する兆候がみられた場合(※)には、教職員が抱え込まず、速やかに学校の管理職、学校設置者と情報共有を図り、保護者、医療機関等とも連携しつつ、命の危機を防ぐため万全の体制で対応に当たること。

加えて、「SOSの出し方に関する教育」を含めた自殺予防教育を実施するなどにより、児童生徒自身が心の危機に気づき、身近な信頼できる大人に相談できる力を培うとともに、児童生徒が安心してSOSを出すことのできる環境の整備に努めること。さらに、「24 時間子供SOSダイヤル」を始めとする電話相談窓口や、SNS等を活用した相談窓口の周知を長期休業の開始前において積極的に行うこと。相談窓口の周知にあたっては、教室など児童生徒の目につきやすい場所への掲示や1人1台端末を活用する際のポータルサイトや、ブラウザのお気に入り機能等を活用して、各種相談窓口を周知するなど方法も考えられること。

(※) 自殺予防教育については、「子供に伝えたい自殺予防-学校における自殺予防教育導入の手引-」を参照。特に、自殺を企図する兆候については、「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」P9を参照。

(2)保護者に対する家庭における見守りの促進

保護者に対して、長期休業期間中の家庭における児童生徒の見守りを行うよう促すこと。保護者が把握した児童生徒の悩みや変化については、積極的に学校に相談するよう、学校の相談窓口を周知しておくこと。その際、文部科学省のHP上の子供のSOSの相談窓口(※)や「24 時間子供SOSダイヤル」を始めとする相談窓口も保護者に対して周知しておくこと。複数の相談窓口を周知する場合は、悩みや不安を抱える児童生徒がどこに相談すべきか混乱してしまわないよう、必要に応じて相談窓口を整理し、周知すること。なお、これらの各家庭における保護者による見守りについては、長期休業の開始前又は長期休業期間中における保護者会等の機会や学校(学級)通信を通じて、保護者に促すことが考えられること。学校は、保護者から相談を受けた時には、必要に応じて関係機関と連携しながら、適切に対応すること。

(※) 子供のSOSの相談窓口

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06112210.htm

(文部科学省 HP)



(3) 学校内外における集中的な見守り活動

長期休業明けの前後において、学校として、保護者、地域住民の参画や、関係機関等と連携の上、学校における児童生徒への見守り活動を強化すること。また、学校外における見守り活動については、教育委員会等において、学校、警察等関係機関、地域の連携を一層強化する体制を構築し、取組を実施すること。その際、警察との連携においては、「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について(通知)」(令和5年2月7日付け4文科初第2121号)において指定を求めている「学校・警察連絡員」が情報共有を図り、緊急を要する事案を含め緊密に連携して対応に当たること。特に、児童生徒が自殺を企図する可能性が高い場所については、これらの時期に見守り活動を集中的に実施することが有効であること。

(4) ネットパトロールの強化

児童生徒によるインターネット上の自殺をほのめかす等の書き込みを発見することは、自殺を企図している児童生徒を発見する端緒の一つである。このため、教育委員会等が実施するネットパトロールについて、長期休業明けの前後において、平常時よりも実施頻度を上げるなどしてネットパトロールを集中的に実施すること。自殺をほのめかす等の書き込みを発見した場合は、即時に警察に連絡・相談するなどして当該書き込みを行った児童生徒を特定し、当該児童生徒の生命又は身体の安全を確保すること。また、警察等関係機関においてネットパトロールが実施されている場合には、当該関係機関との積極的な連携に努めること。

【添付資料】

- ○別添1 児童生徒の月別自殺者数〔推移〕 (厚生労働省・警察庁)
- ○別添2 今和5年度補正予算(不登校児童生徒等の学び継続事業、不登校児童生徒等の 早期発見・早期支援事業)
- ○別添3 「こども・若者の自殺危機対応チーム」について
- ○別添4 24 時間子供SOSダイヤル (0120-0-78310)

【参考資料】

○「子供に伝えたい自殺予防ー学校における自殺予防教育導入の手引ー」

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/063_5/gaiyou/1351873.htm



○「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/046/gaiyou/1259186.htm



○「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2 016/11/11/1304244_01.pdf



○小学生用啓発教材「わたしの健康」、中学生用啓発教材「かけがえのない自分 かけが えのない健康」、高校生用啓発教材「健康な生活を送るために」

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1353636.htm



○第4次自殺総合対策大綱(令和4年10月14日閣議決定)

https://www.mhlw.go.jp/stf/taikou_r041014.html

○「こどもの自殺対策緊急強化プラン」(令和5年6月2日 こどもの自殺対策に関する 関係省庁連絡会議)

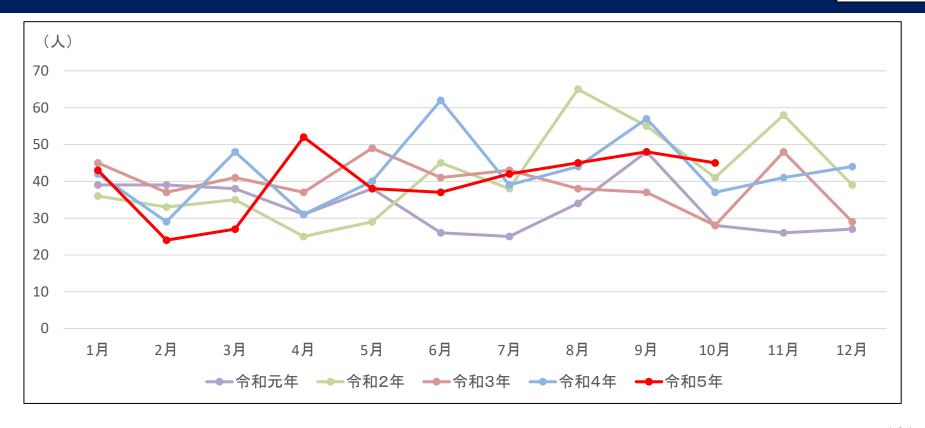
https://www.cfa.go.jp/policies/kodomonojisatsutaisaku/

文部科学省初等中等教育局児童生徒課 生徒指導企画係 電 話 03 (5253) 4111 (內線 3298)

03 (6734) 3298 (直通)

E-mail s-sidou@mext.go.jp

児童生徒の月別自殺者数[推移]



(人)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
令和元年	39	39	38	31	38	26	25	34	48	28	26	27	399
令和2年	36	33	35	25	29	45	38	65	55	41	58	39	499
令和3年	45	37	41	37	49	41	43	38	37	28	48	29	473
令和4年	42	29	48	31	40	62	39	44	57	37	41	44	514
令和5年	43	24	27	52	38	37	42	45	48	45			401

(出典)「自殺の統計:地域における自殺の基礎資料」(暫定値)及び「自殺の統計:各年の状況」(確定値)を基に作成。

令和5年度補正予算額

37億円



現状·課題

- ○不登校児童生徒数が、小・中学校で約30万人、そのうち学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない小・中学生が約11万4千人と、いずれ も過去最多となり、また、いじめ重大事態の発生件数も923件と過去最多となる中、安心して学ぶことができる、「誰一人取り残されない学びの保障」に 向けた取組の緊急強化が必要であることから、「不登校・いじめ、緊急対策パッケージ」を令和5年10月に策定。
- ○「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)」(令和5年3月)、「こどもの自殺対策緊急強化プラン」(令和5年6月) 及び「経済財政運営と改革の基本方針2023」(令和5年6月閣議決定)等を踏まえた不登校・いじめ対策を前倒しで緊急実施。

事業内容

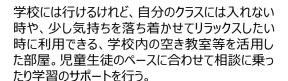
①校内教育支援センターの設置促進 29億円

不登校児童生徒等の学び継続事業

■ 公立の小・中学校に校内教育支援センター を設置できていない学校のうち、不登校児童 生徒数が多い学校(6,000校)に対して、 設置に必要な経費を支援することにより、不 登校の未然防止・登校復帰支援を加速度 的に進める。

自分のクラスに入りづらい児童生徒の学校内 の居場所を確保し、不登校を未然に防止する とともに、不登校児童生徒の登校復帰を支援 する。

校内教育支援センター



②教育支援センターのICT環境の整備 2億円

■ 在籍校とつなぎ、オンライン指導やテスト等 も受けられ、成績反映を可能にする教育支 援センターのICT環境を加速度的に整備 する。

教育支援センターと自分のクラスをつなぎ、 オンライン指導やテスト等も受けられる体制 を構築し、学校との連携体制を強化する。

③スクールカウンセラー・スクールソーシャル ワーカーの配置充実 7億円

■ 不登校児童生徒及び未解消のいじめ事案に 対して、SCのカウンセリング等による心理的 ケアや、SSWによる関係機関との連携などを 通じた福祉的支援等、学校におけるチームで の支援体制を更に強力に促進する。

スクールカウンセラーによる心理的ケアとスクール ソーシャルワーカーによる福祉的支援を複合的 に実施することにより、不登校長期化の未然 防止、いじめ事案の解消を推進する。

(スペシャルサポートルーム)

教育支援センター

各地域の教育委員会が開設していて、児童生徒 一人一人に合わせた個別学習や相談などを行う

市の施設など、公の建物の中にあることが多く、利 用料は基本的に無料。

実施主体

地方公共団体

補助割合

国 1/3

(担当:初等中等教育局児童生徒課)

不登校児童生徒等の早期発見・早期支援事業

令和5年度補正予算額



14億円

現状·課題

- ○不登校児童生徒数が、小・中学校で約30万人、そのうち学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない小・中学生が約11万4千人と、いずれも過去最多となり、また、いじめ重大事態の発生件数も923件と過去最多となる中、安心して学ぶことができる、「誰一人取り残されない学びの保障」に向けた取組の緊急強化が必要であることから、「不登校・いじめ 緊急対策パッケージ」を令和5年10月に策定。
- ○「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)」(令和5年3月)、「こどもの自殺対策緊急強化プラン」(令和5年6月) 及び「経済財政運営と改革の基本方針2023」(令和5年6月閣議決定)等を踏まえた不登校・いじめ対策を前倒しで緊急実施。

事業内容【委託】

①教育支援センターの総合的拠点機能 形成 3億円

- 支援を受けられていない不登校児童生 徒へのアウトリーチ支援の実施や保護者 に対する相談窓口を新たに開設する等教 育支援センターが不登校児童生徒への 支援に係る地域の総合的な拠点となるた めのモデル構築を行う。
- 期待される機能・役割
- 学校内外の専門機関等で相談等を受けていない 不登校児童生徒や保護者を支援につなげる。
- 不登校児童生徒への支援に加え、その保護者が 必要とする情報を提供するとともに、子供たちを様 々な学びの場や居場所につなげる。
- 学校、民間団体、保護者等と連携を図るための支援会議を実施。

いじめ・不登校・自殺リスク等の早期把握に向けた

② 1 人 1 台端末等を活用した「心の健康 観察」の導入推進 10億円

- 不登校やいじめ、児童生徒の自殺が急増する中、児童生徒のメンタルヘルスの悪化や小さなSOS、学級変容などを教職員が察知し、問題が表面化する前から積極的に支援につなげ、未然防止を図ることが必要。
- 1人1台端末等を活用して、児童生徒の心や体調の変化を把握し、早期発見、早期支援につなげる「心の健康観察」の全国の小中高校での実施を目指し、各学校設置者の導入を推進する。



③不登校・いじめ対策等の効果的な 活用の推進 1億円

■ 各地域・学校における不登校・いじめ対策の実施状況を調査・分析し、対策ごとの効果・課題を整理することにより、さらなる不登校・いじめ対策の充実につなげるとともに、優れたモデルとなり得る事例を収集・展開する。

委託先

- ①都道府県:政令指定都市
- ②都道府県·政令指定都市等 ※市区町村及び私立学校は都道府県から再委託
- ③民間団体等

対象 経費

- ①専門スタッフ等に係る経費 連携会議開催等に係る経費 等
- ②「心の健康観察」導入に係る検討経費、 教職員への研修・域内への普及等に係る経費 等
- ③アンケート・ヒアリング調査、報告書作成等に係る 経費 等

(担当:初等中等教育局児童生徒課)

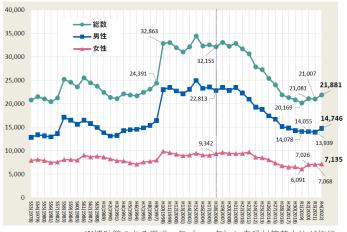
「こども・若者の自殺危機対応チーム」について

背景・課題

我が国の**児童生徒の自殺者数**は近年増加傾向にあり、昨年は統計を取り始めた昭和53年(1978年)以降 最も多い514名に上った。日本はG7で唯一、10代の死亡原因の第一位が自殺であり、我が国において こども・若者の自殺対策が喫緊の課題となっている。

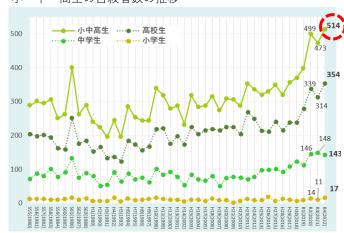
特に、**学校(教育委員会等)と地域(基礎自治体や保健所、医療機関等)の連携が大きな課題**である。 地域には様々な分野の自殺対策の専門家がいるにも関わらず、学校と地域との連携体制が整っていないた めに、結果として**こども・若者に対して専門的な支援を行うことができていない**ケースが少なくない。

自殺者総数・男女別の推移



※補助線のある平成18年(2006年)に自殺対策基本法が施行

小・中・高生の自殺者数の推移



※警察庁「自殺統計」より厚生労働省自殺対策推進室作成

概要・目的

「こども・若者の自殺危機対応チーム(以下「危機対応チーム」)」は、学校と地域が連携して、児童生徒等の自殺を防ぐための新たな取組である。例えば、学校が生徒の自殺リスクを察知した際、危機対応チームに支援要請を行うことで、学校は危機対応チームのメンバーである専門家(精神科医や精神保健福祉士、弁護士やインターネットの専門家等)から、自殺リスクに関する緊急性の有無や当該生徒への支援のあり方等について直接アドバイスを受けることができる。危機対応チームが、学校と地域(基礎自治体等)との仲介役を果たすことで地域自殺対策力が向上し、児童生徒とその保護者に対して包括的な支援が可能となる。

全国に先駆けて危機対応チームを設置した長野県では、危機対応チームが支援に関わった35名(4年間)の内、自殺で亡くなった児童生徒はひとりもいない。支援要請を行った学校からも「生徒にとって良い方向に動き出すサポートをしていただき、大変助かった」「支援をしながら迷ったとき、相談できる存在があってとても心強く助かった」等の高い評価を受けている。 危機対応チームの活動は、児童生徒の命を守るだけでなく、学校の教職員等の負担軽減にもつながる。

チームの設置

政府が本年6月にまとめた「こどもの自殺対策緊急強化プラン」において、こどもの自殺対策の柱として「全国への設置を目指す」ことが謳われ、昨年10月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」にもチームの設置が盛り込まれている。

これらを踏まえて、<u>危機対応チームの設置・運営については、政府が地域自殺対策強化交付金により</u> 10/10補助(今年度時点)を行い、いのち支える自殺対策推進センターが危機対応チームの設置等に関する実務的支援を行うこととしている。

設置対象は、都道府県・政令指定都市で、<u>危機対応チームの事務局は首長部局(自殺対策担当)と教</u>育委員会が緊密な連携を図りながら運営することが求められる。

問い合わせ先: 厚生労働大臣指定法人・一般社団法人 いのち支える自殺対策推進センター 地域連携推進部 crt_support@jscp.or.jp

話 誰 か た が () () Nogizaka46 る



学校でのいじめに悩んだら、心配な友達がいたら、 いつでも話を聞くよ

がかかいおう 0120-0-78310

各教育委員会等によって運営されている、全国共通のダイヤルです。

以下の相談ダイヤルも開設しております。状況に応じて活用してください。

児童虐待かもと思ったら ☎189番

(児童相談所全国共通ダイヤル)

子どもの人権110番 **550** 0120-007-110

(通話料無料、法務局職員または 人権擁護委員による相談窓口)

各都道府県警察本部に よる少年相談窓口

窓口を調べられます)

